

介護職員処遇改善加算Ⅰ

【賃金改善を行う項目】基本給、賞与、資格手当、主任副主任手当、夜勤手当、処遇改善手当

- (1) 令和2年度も継続し、賃金改善を基本給に組み込むとともに賞与に反映する。
- (2) 処遇改善手当を3,000～8,000円支給する。
- (3) 資格手当を介護福祉士に10,000円、社会福祉士に15,000円支給する。
- (4) 主任手当を15,000～30,000円、副主任手当を7,000円支給する。
- (5) 夜勤手当を1,000円UPし、6,000円支給する。
- (6) 年度末3月不足分があった場合に期末手当で調整する。

介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ

【賃金改善を行う賃金項目及び方法】

賃金改善を行う賃金項目（増額若しくは新設した又はする予定である給与の項目の種類（基本給、手当、賞与等）等）、賃金改善の実施時期や対象職員、一人当たりの平均賃金改善見込み額について、可能な限り具体的に記載する。

なお①の「経験・技能のある介護職員」の基準設定の考え方については必ず記載する。

〈①経験・技能のある介護職員 ②他の介護職員 ③その他の職種〉

- ・ ①は特養の介護福祉士の資格者である常勤介護職員であり、金属0年前後の主任・副主任等のリーダー職の介護職員、または勤続15年余りの介護職員である。改善手当を月額3,500円～6,000円支給し、9月及び3月に一時金として90,000円～140,000円支給する。
- ・ ②は①以外の特養の介護職員であり、正社員については改善手当を2,000円～3,500円支給し、非正社員は時間給を20円～50円増額する。また9月及び3月に一時金として正社員には25,000円～60,000円、非正社員には10,000円～25,000円支給する。
- ・ ③は①及び②以外の職員であり、正社員については改善手当を1,000円～2,000円支給し、非正社員は時間給を20円～50円増額する。また9月及び3月に一時金として正社員には、25,000円～60,000円、非正社員には10,000円～25,000円支給する。
- ・ ②と③の職員に対する配分については1対1に近い配分方法とし、またその平均改善額は③が②を上回らないように支給する。